破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３９３号
埼玉県上尾市大字向山550番地１　日建シェトワＮＯ４―104、開始決定時の住所埼玉県上尾市泉台１丁目19番地３
破産者　サン・オートセンターこと　長屋　清之
１　決定年月日　平成25年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８０３号
さいたま市西区大字西遊馬426番地７、旧住所さいたま市桜区大字白鍬23番地１
破産者　寺嶋　城次
１　決定年月日　平成25年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８０４号
さいたま市西区大字西遊馬426番地７、旧住所さいたま市桜区大字白鍬23番地１
破産者　寺嶋アメリータこと　テラジマ　アメリータ　マンガリンダン
１　決定年月日　平成25年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６５０号
埼玉県新座市新座１丁目７番12号　ラルス・コート202号室
破産者　杉山　強志
１　決定年月日　平成25年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２０７号
大分市金池南２丁目７番24―202号金池マンションＢ
破産者　大﨑　直久
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３９６号
大分市大字佐野4455番地ユニコーポ佐野Ｂ405
破産者　阿部　惠一
１　決定年月日　平成25年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２６４４号
北海道江別市見晴台11番地の７　メゾンドビュー11―６号室
破産者　齊藤　俊幸
１　決定年月日　平成25年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６５６号
札幌市西区山の手４条１丁目１番30―503号
破産者　村井　孝英
１　決定年月日　平成25年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７９２号
北海道石狩市花川南４条４丁目70番地
破産者　村上　俊圀
１　決定年月日　平成25年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６３号
北海道苫小牧市豊川町２丁目７番20号　Ｕハウス101
破産者　保科　　亨
１　決定年月日　平成25年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第４３６号
仙台市太白区泉崎２丁目18番１号　セジュール泉崎101
破産者　川村　　功
１　決定年月日　平成25年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４７号
千葉県香取郡多古町飯笹859番地、開始決定時の住所千葉県香取郡多古町染井305番地１
破産者　川原　治夫
１　決定年月日　平成25年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第４９８号
相模原市南区東林間４丁目20番２―311号
破産者　松川　　稔
１　決定年月日　平成25年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２２０号
長野県中野市大字吉田1117番地３　サニーハウス寿楽８号、開始決定時の住所長野県中野市大字三ツ和1555番地
破産者　篠原　啓一
１　決定年月日　平成25年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６７９号
名古屋市天白区梅が丘５丁目201番地　天白植田住宅１棟103号
破産者　磯井　孝夫
１　決定年月日　平成25年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３０２５号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目７―A12―505、開始決定時の住所京都府八幡市男山笹谷７番地―308―402
破産者　渡辺　和夫
１　決定年月日　平成25年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９３５号
大阪府守口市滝井西町２丁目４番４号
破産者　髙島正哲こと　髙　　正哲
１　決定年月日　平成25年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６０７号
大阪市北区西天満４―11―16　ニュー梅新東ビル７階
破産者　山下裕実絵
１　決定年月日　平成25年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部